

## 質疑・回答書

告示番号	件名	島田西公園外施設再整備工事
No	質疑事項	回答
1	複合遊具は桁等購入費に該当するとのことですが、本体費のみに当てはまるとの考えでよろしいか。	本体費を桁等購入費としています。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076  
FAX 06-6858-7225  
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp